

かがみのふるさと応援寄附金（ふるさと納税）について

●寄附金は次の事業に使わせていただきました。
ありがとうございました。

○安全・安心のまちづくり事業	65,000円
○子育て支援・教育環境づくり	285,000円
○高齢者福祉事業	120,000円
○産業観光振興事業	90,000円
○ウスイロヒョウモンモドキ 保護活動費	66,000円
○協働のまちづくり事業	20,000円
○その他町政一般（指定なし）	1,195,457円

鏡野町では寄附の申込を随時受付けています。制度の内容や申込方法など詳しくは町のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

「かがみのふるさと応援寄附金」について、平成26年4月から平成27年3月末までに70人の方から合わせて1,841,457円の寄附がありました。

ご寄附いただいた方々は次のとおりです。
（事前に了承を得られた方のみ掲載）

岡山市東区	難波 通孝 様	津山市	小林 久美子 様	愛知県半田市	景行 芳明 様	静岡県藤枝市	吉村 伸弘 様	愛知県春日井市	定広 清司 様	神奈川県横浜市都筑区	小山 洋子 様	東京都大田区	唐沢 安泰 様	神奈川県平塚市	山崎 学 様	兵庫県神戸市灘区	村上 喜典 様	東京都葛飾区	池田 恒子 様	東京都足立区	沼崎 康展 様
-------	---------	-----	----------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	------------	---------	--------	---------	---------	--------	----------	---------	--------	---------	--------	---------

お問い合わせ先 鏡野町総務課 財政係
▶FAX (0868)54-2891

▶電話 (0868)54-2111
▶メール zaisei@town.kagamino.lg.jp

『鏡野町住宅リフォーム事業費補助金』がはじまりました。

目的

町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善及び、地域経済の活性化を図り中小企業者の振興に資することを目的とします。

■補助対象者

1. 本町に住所登録若しくは外国人登録を有する個人
2. 納期の到来した租税公課等を完納している者
3. 補助を受けようとするリフォームについて、町その他の制度による補助又は国、県等の補助を受けていない者

■補助対象住宅

1. 補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。ただし、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること
2. 集合住宅においては、申請者の占有部分
3. 併用住宅においては、居住部分

■補助対象工事

1. 町内の建築業者（一人親方を含む）が補助対象工事の主たる施工業者であること
2. リフォームに要する経費（消費税及び地方消費税を含む）が20万円以上であること
3. 交付決定後に工事着手し年度内に工事が完了、年度の末日までに実績報告書の提出ができること

●補助対象工事の例

- ◇建物本体の改築工事（浴室、トイレの

改修、間取りの変更など）

◇建物本体の修繕・模様替え工事（屋根、床、天井などの修繕など）

◇建物本体の外壁塗装工事（外壁の補修及び塗装、仕上材の張替など）

◇建物本体の増築工事（居住部分の建て増し等、床面積を増加する工事）

右記（一）内は例示ですので具体的な事例はご相談ください。

※太陽光発電設備、エコキュート、ボイラーなどの屋外設備は対象外です。

■補助回数

同一住宅及び同一人の申請については、年度内においては1回限りとなります。

■補助率【補助率】1/10

※補助金は建築業者に支払われます

■申請（添付）書類

- ①見積書の写し
- ②補助対象工事を施工する箇所の写真及び図面
- ③申請者の町税等完納証明書（公簿閲覧同意により不要）
- ④住宅の所有者を特定できる書類（固定資産税納入通知書の写し、又は課税証明書）
- ⑤賃貸借契約による住宅の場合は所有者の同意書
- ⑥補助対象者世帯全員の住民票（転入の場合は工事完了までに提出）
- ⑦町内の建築業者であることが確認できる書類
- ⑧その他町長が必要と認めるもの

提出先・お問い合わせ先

鏡野町産業観光課 林務係
電話(0868)54-26067